

議第43号

特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

本市の特定の事務を取り扱う郵便局を次のように指定する。

令和5年2月16日提出

京都市長 門川大作

郵便局の名称	京都静海市原郵便局、周山郵便局及び伏見羽束師鴨川郵便局
取扱事務	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第6号及び第7号に掲げる事務
取扱期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する必要があるため提案する。